



くらしサポートセンターすいた（自立相談支援機関）

活動事例集

目次

■ はじめに	1
■ 暮らしサポートセンターすいた(自立相談支援機関)とは／相談実績	2
■ 生活困窮者自立支援制度 事業概要	3・4
■ 相談事例の紹介 ※個人が特定されないよう、内容は一部変えております。	
(1)家計が急変した世帯	5・6
(2)ひきこもり世帯	7・8
(3)年金生活の単身高齢者世帯	9・10

はじめに

活動事例集の3つのねらい

1. 暮らしサポートセンターすいたの機能・役割を発信する

当センターの機能や役割の周知がまだまだ不十分なことから、関係者のみなさまに活動内容を知っていただくためのツールとして活動事例集を作成いたしました。具体的な支援事例の紹介を通じて、より身近に感じてもらえるよう努めます。

2. 地域福祉に携わる団体や機関、関係部局との連携強化を図る

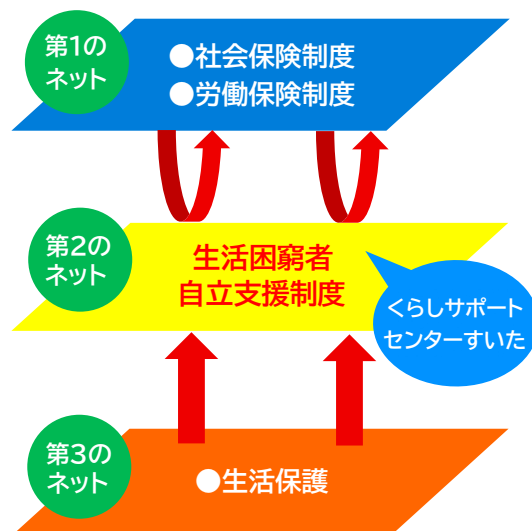
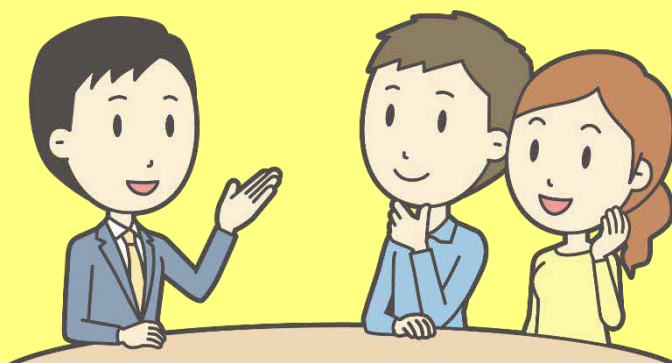
昨今の社会情勢や生活様式の変化などに伴い、相談内容は複雑化・複合化しています。1つの窓口・制度だけでは解決できないことが多く、様々な窓口や機関、地域福祉に携わる諸団体のみなさまとの連携が重要であると認識しています。

3. 対象者の早期発見と早期支援

経済的な悩み、不安を抱えている方々が、一人でも多く支援につながるよう、地域の中で見守りの目が広がっていくことを目指します。

くらしサポートセンターすいた（自立相談支援機関）とは

平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づき、生活福祉室所管の窓口として設置しています。経済的にお困りの方、またはそのおそれのある方のご相談に応じます。状況が深刻化する前に、相談者に寄り添いながら、その解決や自立に向けた支援を行っています。



第2のセーフティネット(安全網)として位置づけられています。

相談実績

	新規 相談	相談内容内訳									
		収入・ 生活費	住まい	病気・ 健康・ 障がい	仕事 探し	家賃・ ローン	家族 関係	介護	税金・ 公共 料金	子育て	その他
【年度別】											
R1年度 (2019)	669	470	147	199	171	157	87	38	84	12	249
R2年度 (2020)	1,338	906	208	175	262	737	64	33	133	12	225
R3年度 (2021)	863	706	158	175	198	264	39	30	85	9	265
R4年度 (2022)	629	461	118	113	132	208	44	24	58	5	216
R5年度 (2023)	646	465	171	170	145	187	67	35	93	22	240

※その他は、債務について、食べるものがない、ひきこもり・不登校、DV・虐待などの合計です。（件）

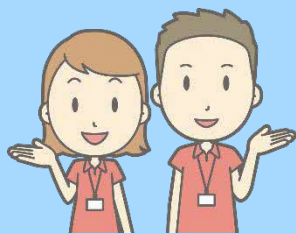
生活困窮者自立支援制度 事業概要



自立相談支援

「離職後、なかなか仕事が見つからず、収入が無い。このままだと家賃が払えない。」「借金が増えて返せない。」「家計が赤字状態で生活が苦しい。」など、経済的な悩みや家庭内のことはなかなか人に打ち明けにくく、また、どこに相談していいのかわからずに、問題を先延ばしにしている方も少なくありません。まずは、相談支援員が個別に事情を伺い、まずは状況や課題の整理を一緒に行います。本人の意向を伺いながら、自立に向けてお手伝いをします。具体的には、利用できる制度の案内、就労支援へのつなぎ、家計の見直しなど、専門機関と連携しながら、課題解決に向けた支援を行います。

まずは、生活のお困りごと、心配ごとをご相談ください。



課題解決に向けて具体的な支援計画を作成します。



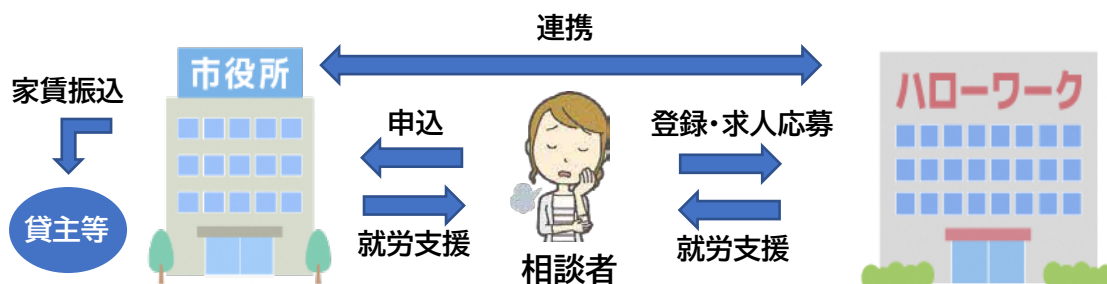
※必ずしも作成するわけではありません

支援計画に沿って、自立に向けた支援を行います。



住居確保給付金

離職等により住居を失った方またはそのおそれのある方に対し、求職活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当分(上限額有り)を自治体から貸主等に代理納付します。就労支援の一環としての支援となるため、ハローワーク等を活用した就職活動を行っていただきます。収入要件、資産要件、その他の要件があります。



一時生活支援事業

「住居を失った」等の理由により、不安定な住居形態かつ、収入等が一定水準以下の方に対し、一時的に宿泊場所や食事を提供し、生活の立て直しにむけた支援を行います。



就労支援

「就職活動を行っているがなかなか仕事が決まらない」「長期離職などでブランクがある」方など、就職活動全般の相談を伺い、仕事探しのお手伝いを就労支援員が行います。

就労に関する助言や情報提供、職業あっせん機関(ハローワーク等)へのつなぎ、同行支援を行います。また、早期就職を目指す事業(※)をハローワークと協働で行っています。

※生活保護受給者等就労自立促進事業

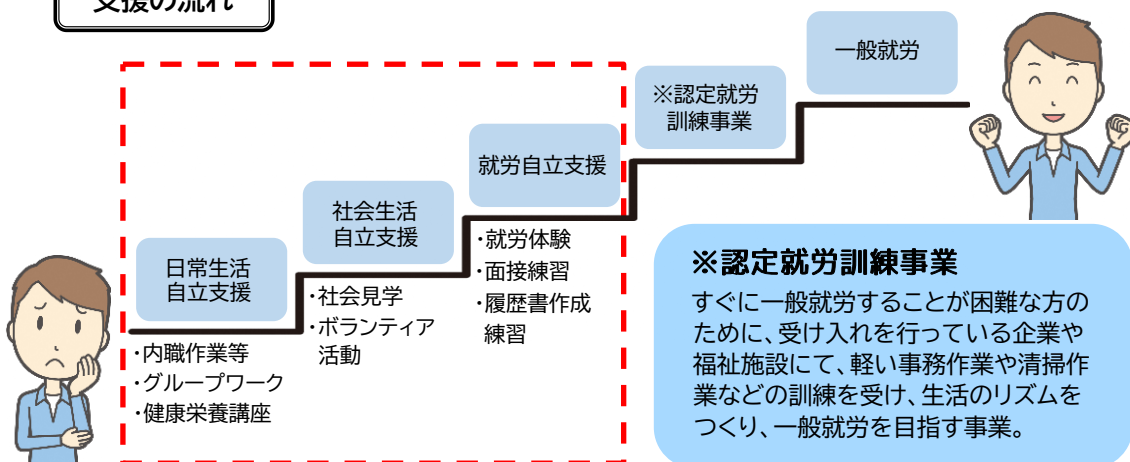
ハローワークと自治体が一体となり、生活保護や児童扶養手当の受給者、生活困窮者を対象に就職を支援する事業。ハローワークの就労支援ナビゲーターが担当制で支援を行い(マンツーマン対応)、早期就職を目指します。



就労準備支援事業

「ブランクがあるため就労に自信がない」「人とコミュニケーションがうまく取れない」「生活リズムが崩れている」「社会生活に不安がある」方などを対象に、一般就労に向けた準備として、段階的かつ個々の状況に応じた支援メニューを実施し、本人の自立を一緒に目指します。

支援の流れ



家計改善支援事業

多重債務や税金滞納を抱えている方などに対して、家計の整理(見える化)、関係機関へのつなぎ等を行い、生活再建に向けた助言を行います。



子どもの学習・生活支援事業

塾代などの教育費にお困りの生活困窮世帯の中学生を対象に、市内5か所で学習支援教室を実施しています。高校進学を目的とし、個別に学習指導、生活面の改善をサポートします。

また、高校生(中退者含む)を対象とした高校進学後の相談支援を実施し、中退防止、中退後の再入学の支援や高校卒業後の進路相談等の助言を行います。

01

家計が急変した世帯

～夫の失業により家計が急変し生活困窮状態になった～



相談概要

- ✓ 夫(30代後半)、妻(30代前半)、子(小学生)の3人世帯。
- ✓ 夫は3か月前に会社の業績悪化に伴い解雇。相談者(妻)はパート就労中。
- ✓ 今まで夫の就労収入が手取り20万円、妻の就労収入が10万円あったが、現在は妻の就労収入のみ。
- ✓ 預貯金が30万円あったが、すべて使い果たしてしまった。
- ✓ 家賃(10万円)や車のローンなどの月々の支払いが約25万円かかっている。
- ✓ 月々の支払いのために借入れをしている。債務総額は50万円。
- ✓ 家賃を1か月分滞納している。滞納が続くと、住む所を失うおそれがある。
- ✓ 夫は就職活動を行うも、就職先が決まっていない。

課題

- ・夫が雇用保険の基本手当※1などの失業に伴う手続きを一切行っていなかった。
- ・月々の固定費の支払いや税金等の納付が負担となっており、生計維持が困難な状態。
- ・夫が就職活動の意欲を失いかけている。

支援経過

STEP 01

各種制度の案内、利用に向けた助言を行なった。

- ・ハローワークにて基本手当の受給手続きを早急に行うよう助言。
- ・国民年金と国民健康保険への加入、減免手続きを案内。
- ・住居確保給付金と生活保護受給者等就労自立促進事業(P3,P4 参照)の活用を提案。

STEP 02

制度を活用しながら早期就職を目指す。

- ・会社都合による解雇のため、給付制限なしで基本手当が受給開始となる。
- ・住居確保給付金を利用しながら、ハローワークに定期的に通い、就職活動を行う。
- ・今まで妻に任せきりであった家計の見直しを提案。

STEP 03

就職が決まり、生活が安定に向かう。

- ・支援開始から1か月後、就職先が決まる。
- ・再び夫婦共働きとなり、生活状況が安定した。
- ・家計を見直したことで、債務を削減し、貯金ができるようになった。



- ☒ 利用できる制度の案内を適切に行った。
- ☒ ハローワークとの連携事業を活用することにより、早期就職につながった。
- ☒ 住居確保給付金を利用し、家賃負担が軽減され、安心して就職活動ができた。
- ☒ 急な解雇にショックを受けている夫の気持ちに寄り添いながら支援した。

用語解説



※1 雇用保険の基本手当

雇用保険の被保険者が、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、一日も早い再就職を目指すために支給される制度。受付窓口はハローワーク。受給要件等あり。

基本手当の受給開始は、離職票の提出をした日から起算して、失業している日が7日を経過した後の日から、基本手当の支給対象期間となる。(この7日を待機という) 自己都合による離職、重責解雇は、待機満了後、さらに3か月経過した後の日から基本手当の支給対象期間となる。(この3か月を給付制限という)

※令和2年10月1日以降の離職は5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月に変更。(重責解雇の場合は3か月)

02 ひきこもり世帯(※1)

～将来、生活に困窮するおそれがある～



相談概要

- ✓ 本人(30代後半)、父(60代後半)、母(60代前半)の3人世帯。
- ✓ 父は年金生活。年金額は月15万円。持病があり就労するのは難しい。
- ✓ 母はパート就労中。収入は月12万円。年金は65歳から受給予定。
- ✓ 本人は約10年間無職。無収入。
大学卒業後、一般企業に就職したが、心身に不調をきたし退職。
心療内科に受診した結果、うつ病と診断を受けるも、現在は通院していない。
小学生のころから人間関係の構築が苦手で、不登校の時期があった。
- ✓ 両親は本人の将来について、とても不安に思っている。
親子の会話はあがるが、本人に今後のことについて聞くと、口を閉ざしてしまい、
どうしたらよいか分からない。

課題

- ・普段はほとんど自室にこもっており、長期間、社会との接点がない。
- ・医療機関への受診が途絶えている。
- ・親子関係もぎくしゃくしており、家庭内にストレスが生じている。

支援経過

STEP 01

関係機関と連携し、本人にアプローチする。

- ・関係機関を交えて、両親との面談を複数回行い、長男への関わり方を検討した。
- ・訪問を繰り返し実施するも、本人とは会えず。毎回、置手紙を残した。
- ・1年後、本人よりメールにて返事が届き、面談を行うこととなる。

STEP 02

本人との面談を繰り返し、意向を確認する。

- ・「現状を変えたい気持ちはあるが、怖くて前に進めない。」「就職先は自身の意向ではなく、両親に勧められ仕方なく入社した。」「発達障がい^{※2}の自覚はあるものの、両親や周囲の理解が得られるか不安」という思いを傾聴した。

STEP 03

本人の意向に寄り添いながら制度の活用を提案する。

- ・本人と両親のパイプ役として、家族関係の改善に努めた。
- ・関係機関と連携し、発達障がい^{※2}に係る医療機関の情報提供を行った。
- ・就労準備支援事業^(P4 参照)を利用し、徐々に生活リズムを整えていくこととなった。



Point!

- ✓ まずは家族面談にて本人の成育歴や両親の意向を把握することに努めた。
- ✓ 関係機関との連携を密に行い、役割分担を明確にしながら支援を行った。
- ✓ 本人の意向に寄り添うことを大切にするため、両親や関係機関と何度も話し合いの場を持ち、共通認識をもって支援することを心掛けた。

用語解説



※1 ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念。(他者と交わらない形での外出ができる場合も含む)

※2 発達障がい

生まれつき見られる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態。自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症(ADHD)、学習症(学習障害)、チック症、吃音などが含まれる。

03 年金生活の単身高齢者世帯

～債務(借金)返済により生活が苦しい～



相談概要

- ✓ 本人は60代後半の女性。単身世帯。
- ✓ 20年前に離婚。子はいない。頼れる親族もいない。
- ✓ 収入は月12万円の年金のみ。預貯金はない。
- ✓ 家賃は月6万円。府営住宅や市営住宅に申し込んでいるが落選が続いている。
- ✓ 債務は120万円。(主な用途は高額な買い物) 月々の返済は3万円。
返済のために消費者金融でお金を借りている状態が数年前より続いている。
- ✓ 数年前まではパートにて就労していたが、持病が悪化し退職。
今まではパート収入が月8万円あった。
- ✓ お金がないため、医療機関への受診ができなくなった。

課題

- ・高額の買い物を止めることができず、債務が増え、返済が負担になっている。
- ・パート収入が無くなった後も生活水準が下げられない。
- ・糖尿病を患っているが、通院ができず、服薬もしていない。
- ・身近に相談できる人がおらず、日々の生活に孤独を感じている。

支援経過

STEP 01

医療機関への受診を再開する

- ・無料低額診療事業※1 を実施している医療機関に相談。
- ・医療費の減免を受けながら、受診開始。
- ・継続的に通院を行い、体調が安定する。

STEP 02

債務整理を進める(STEP1 と同時進行にて)

- ・法テラス※2 の利用を提案し、弁護士への相談に同行。
- ・相談した結果、債務整理(自己破産を選択)を行うこととなる。
- ・自己破産の免責決定があり、債務の返済義務がなくなった。

STEP 03

活動意欲が増え、生活が安定に向かう

- ・体調の安定に伴い、就職活動を支援する。短時間のパート就労(清掃業)を開始。
- ・債務整理を機に家計簿をつけ始め、家計管理を行うようになった。
- ・社会福祉協議会の CSW に支援依頼を行い、地域活動への参加につながった。



Point!

- ✓ 一緒に課題を整理し、優先順位の提案をしながら支援を行った。
- ✓ 適切に各制度につながるよう、関係機関への同行支援を行った。
- ✓ 再び生活困窮状態に陥らないよう、定期的な状況確認を行っていく。

用語解説



※1 無料低額診療事業

低所得者等の生計困難者が経済的な理由によって医療を受ける機会を制限されることのないように、無料または低額で診療を行う事業。

※2 法テラス(日本司法支援センター)

法的トラブル解決のための「総合案内所」として、国によって設立された公的な法人。主な業務の一つである民事法律扶助業務では経済的に余裕のない方等に無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替を行う。

【編集・発行】

令和6年(2024年)7月22日

くらしサポートセンターすいた

受託法人 吹田市社協・みなと寮共同体

吹田市泉町1丁目3番40号 312番窓口

電話:06-6384-1350

メール:sfk-konkyu@city.suita.osaka.jp

